

日本版「司法取引」導入と企業のコンプライアンス

梅田総合法律事務所 弁護士 沢田 篤志
弁護士 江上 裕騎

▶ POINT

- ① 2018年6月1日、日本版の司法取引制度を盛り込んだ改正刑事訴訟法が施行されます。
- ② 独占禁止法、不正競争防止法、会社法等の経済犯罪が、幅広く司法取引の対象犯罪とされました。
- ③ これまで以上に、企業にとって、コンプライアンスの取り組みが重要となります。

1 はじめに

2018年6月1日、日本版の司法取引制度を取り入れた改正刑事訴訟法が施行されます。これまで、日本の刑事手続には、アメリカ等の外国に存在する司法取引の制度はありませんでした。しかし、2016年の刑事訴訟法改正において、組織犯罪や経済犯罪への捜査手法等の拡大のひとつとして、日本版の司法取引制度の導入が決まりました。

司法取引の対象となる犯罪(特定犯罪)は、刑事訴訟法本体のほか、政令でも定められることになっていましたが、先般、独占禁止法、不正競争防止法、会社法等の経済犯罪(企業犯罪)を幅広く対象に含める内容の政令が閣議決定、公布されました。

司法取引の導入により、組織犯罪のみならず、経済犯罪においても、捜査等の手法が大きく変容する可能性があります。

また、幅広い経済犯罪が対象になったことによって、一定の法律に違反する行為を含む企業不祥事が発生した場合、企業関係者への捜査に司法取引の手法が用いられる可能性が高くなりました。具体的には、捜査機関が、一部の従業員と司法取引を行って供述や証拠を獲得し、

一方でその従業員に対する刑事責任の追及を軽減しつつ、他方で企業の上層部(役員や上司等)や企業(法人)に対する刑事責任を厳しく追及していくという手法が想定されています。

重大な企業不祥事、特に社会的な影響や関心が高い事案においては、捜査機関の捜査・起訴の対象とされることが少なからずあります。刑事事件にまで事態が発展すると、企業は、非常に重い負担・影響を受けることになります。

これまで以上に、企業にとって、コンプライアンスの取り組みの重要性が高まっているといえます。

2 司法取引制度の概要

司法取引制度は、被疑者・被告人(協力者)が他人(標的者)の犯罪についての訴追(捜査や公判)に協力することと引き換えに、弁護人の同意のもと、検察官が、協力した被疑者・被告人に不起訴処分や求刑の軽減等の恩典を与えることを合意する制度です。

訴追に協力するとは、具体的には、①他人(標的者)の刑事事件について捜査機関による取調べで真実の供述をすること、②他人(標的者)の刑事事件について裁判所の証人尋問で真実の供述をすること、③他人(標的者)の刑事事件について捜査機関による情報収集に関し、証拠提出その他の証拠収集に必要な協力をすること¹をいいます。

司法取引の対象となる犯罪は、改正刑事訴訟法²に規定された「特定犯罪」に限定されており、これ以外の犯罪には適用がありません。例えば、製品や施設での人身事故で適用されることが多い業務上過失致死傷罪(刑法211条)は特定犯罪に含まれていませんので、同罪については司法取引制度の適用はありません。

特定犯罪のうち、経済犯罪の例としては、以下のようなものが挙げられます。

・刑法犯

私文書偽造罪、偽造私文書行使罪、贈賄罪、詐欺罪、背任罪、恐喝罪、横領罪、業務上横領罪等

・租税法、独占禁止法、金融商品取引法の罪、その他の財政経済関係犯罪として政令³で定めるもの

以下では、これらの特定犯罪の中で、特に企業活動と関係する可能性が高いと思われるものについて、例をご紹介します。

なお、経済犯罪についての罰則には、行為者(役員・従業員個人)を処罰するとともに法人に罰金刑を科す「両罰規定」が設けられていることが多く、これについても注意が必要です。

¹ 例えば、実況見分に立ち合って指示や説明をすること、犯行現場等の関係場所を案内すること、データ等の解析作業をすること、法人が内部調査の報告書を捜査機関に提出すること等

² 改正刑事訴訟法350条の2第2項

³ 平成30年3月22日 刑事訴訟法第350条の2第2項第3号の罪を定める政令

3 対象となる特定犯罪の例

特定犯罪	概要、例
私文書偽造罪	企業活動において作成される書類の偽造など
贈賄罪	一定の要件を満たした公務員への賄賂の供与
詐欺罪	人を欺いて財物や財産上の利益を処分させる行為など
背任罪	会社に利益を与える目的以外の目的で、会社の委任の趣旨に反する行為を行い、会社に損害を与えた場合など
租税に関する法律	法人税法、所得税法をはじめ、各種税法についての脱税など
独占禁止法	私的独占、不当な取引制限等の罪など
金融商品取引法	いわゆるインサイダー取引(金融商品取引法166条、167条)など
中小企業等協同組合法	組合の役員が組合の事業の範囲外において貸付、投機的取引のための財産処分等の行為をした場合など
特許法	特許権、専用実施権の侵害行為や特許に係る一定の虚偽表示をする行為など
実用新案法	実用新案権、専用実施権の侵害行為や登録実用新案に係る虚偽表示など
意匠法	意匠権、専用実施権の侵害行為や登録意匠等に係る虚偽表示など
商標法	商標権、専用使用権の侵害行為や商標に係る虚偽表示など
著作権法	著作権、出版権、著作隣接権侵害など
特定商取引に関する法律	特定商取引につき、禁止行為を行った場合など
不正競争防止法	商品品質の虚偽表示や営業秘密侵害罪など
破産法、民事再生法、会社更生法	業務及び財産状況に関する物件の隠匿等の罪など
会社法	特別背任罪や株主等の権利行使に関する利益供与の罪など
その他贈収賄行為	刑法や特定犯罪として政令に定められた他の法律に規定された贈収賄行為以外に、一定の要件に該当する贈収賄行為

4 司法取引の対象となるケースの具体例

(1) 独占禁止法違反事件の具体例

例えば、建設工事をめぐるゼネコン各社による談合事件が起こった場合、役員・従業員や法人が、独占禁止法違反(不当な取引制限の罪)で訴追の対象となります。改正刑事訴訟

法の施行後であれば、このような事件も司法取引の対象となりえます。

最近の事件でも、談合に参与したとして捜査対象となったゼネコン数社のうち、談合を認め捜査に協力したゼネコンの役員についてのみ不起訴処分(起訴猶予)となったと報道された例がありました。これは、検察官の裁量内の事実上の措置として、捜査に協力した者の処分が軽くなるよう取り扱ったものと思われます。

司法取引制度導入後は、法制度の明確な裏付けに基づいて、他人の犯罪についての訴追の協力による処分の軽減等が行われることとなります。特に、一部の被疑者・被告人が事実を争っている経済犯罪では、捜査機関が積極的に司法取引制度を使用して供述等の証拠の獲得を目指す可能性があると思われます。

(2) 不正競争防止法違反事件の具体例

例えば、製品についての品質データ改ざん等は、不正競争防止法違反(同法21条2項5号)として、司法取引の対象となります。

司法取引制度導入後は、関与していた従業員が、不起訴処分や求刑の軽減等の恩典を得るために、他の関与していた役員・従業員の情報を捜査機関に提供し、他の役員・従業員や法人が処罰を受けるといったケースが想定されます。なお、不正競争防止法違反(虚偽表示)には両罰規定が存在するため、会社にも3億円以下の罰金刑が科されることがあります。

(3) 会社法違反事件、業務上横領罪の具体例

会社法違反の特別背任罪の例としては、取締役が、自己もしくは第三者の利益を図りまたは会社に損害を与える目的で、返済能力が低いことが明らかな取引先に対し、貸付を行い会社に損害を与えるようなケースが挙げられます。

業務上横領罪の例としては、経理担当や営業担当の従業員による着服行為のようなケースが挙げられます。

5 企業に求められる対応

企業としては、リスク管理のために、これまで以上に、コンプライアンスの取り組みが重要となります。企業内部の法令違反を予防・早期発見する仕組みを再検討することが求められます。

コンプライアンスの取り組みとしては、次のようなものがあります。

- ・継続的な取り組みのための社内の組織づくり
- ・基本方針の策定
- ・コンプライアンスマニュアルの策定
- ・定期的なリスクの評価、検証
- ・社内研修、教育
- ・内部通報制度の充実
- ・監査体制の充実、内部統制の充実

これらは、継続的な取り組みを行うこと、また、形式的な取り組みに終わらず内容の充実を図ることが重要です。

例えば、社内の問題の早期発見のためには内部通報制度が有用です。公益通報者保護法を踏まえ、内部の相談・通報窓口を整備することで、企業内での自浄作用により違法行為を是正することが期待されます。もっとも、通報・相談窓口の制度を設置していても、必ずしも十分に機能していない例が散見されます。通報・相談窓口を利用しやすくするためには、利用について積極的に社内で周知する、通報者に不利益が及ぶ懸念をできるかぎり払拭する、テーマごとに複数の通報・相談窓口を設置する、外部専門家による相談・通報窓口を設置する等がポイントになると思われます。

6 おわりに

法令を順守し、社会から信頼を受ける企業をつくることは、企業の中長期的な発展に不可欠です。コンプライアンスの取り組みの重要性は、ますます高まっているといえます。今一度、社内の取り組み状況について確認されてはいかがでしょうか。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

COLUMN

5月11日に、昨年夏から通っていた UCLA School of Law の卒業式を迎えました。最初は英語での議論や授業で読まれる膨大な判例の量に圧倒されましたが、著作権における「日本版フェアユース」導入の検討が続いているタイミングで著作権法の講義において最新の理論を学ぶことができたことに加え、エンターテインメント法や TV 法といったハリウッドのお膝元である UCLAらしい科目を履修できたことは、大変貴重な学びの機会になりました。また、シリコンバレーならぬ「シリコンビーチ」と呼ばれスタートアップ企業の新たな集積地となりつつあるロサンゼルスに空気感に触れながら、各国からの留学生や LA 在住の弁護士等と親交を結ぶことができたのも、他では得難い経験でした。

今夏からの実務研修は米国シリコンバレーにて行うことを予定しており、スタートアップ企業やベンチャーキャピタルへの投資・協業などの場面における法的支援の実務を学びたいと考えています。

(西口健太)

梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<http://www.umedasogo-law.jp>

UMEDA SOGO NEWS LETTER